

## ■ 会合費執行限度額一覧表

### 【学内者だけによる会合の場合】

種 類	限度額単価 (円)〈税込〉	内 容
昼 食	<b>650</b>	
夕 食	<b>800</b>	
喫 茶	<b>原則として認めない</b>	備え付けのお茶、コーヒーとする
会 食 I	<b>2,500</b>	打ち合せ・反省会が重要であると判断される場合
会 食 II - 1	<b>4,000</b>	諸委員会等の会合の開催が重要であると判断される場合（生協等の利用により学内で開催可能なもの）
会 食 II - 2	<b>8,000</b>	同上（学外で開催せざるを得ないと判断されるもの）

### 【学外者の協力を要する会合の場合】

種 類	対 象	限度額単価 (円)〈税込〉	内 容
昼 食	学 生	<b>650</b>	
昼 食	一 般	<b>800</b>	生協等の利用が可能な場合
昼 食	〃	<b>1,200</b>	学外で開催せざるを得ない場合
夕 食	〃	<b>2,000</b>	
喫 茶	〃	<b>400</b>	
会 食 I	学 生	<b>2,500</b>	学生の協力を要する場で、会合の開催が重要であると判断される場合
会 食 II - 1	一 般	<b>4,000</b>	学内での開催が可能なもの
会 食 II - 2	〃	<b>8,000</b>	学外で開催する場合
会 食 III	〃	<b>12,000</b>	特に重要であると認められる学外者の協力を要する場合

※ 特別な事由で上記の金額を超えて支出する場合は、学長の決裁を得ること。また、経費に関する事なので予算支出状況表を添付すること。